

原安第 17号

平成23年4月15日

玄海原発対策住民会議 様

原水爆禁止唐津・東松浦地区協議会 様

佐賀県知事 古川 康

要求書に対する回答について

2011年3月25日付けで提出のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。

## 要求書に対する回答

### [1] 原子力発電所の安全確保について

九州電力が、現在の福島第一原発の事故を教訓にして、玄海原発で、どのような点検をし、どのような改善策をとっているか、具体的に調査し、県民と、事故の際に被害が及ぶ可能性がある地域の人々、事故の際に救援・支援などでお世話になる可能性がある人々に、説明してください。

(答)

今回の福島第一原子力発電所の事故について、国は、

- ・ 緊急時の電源が確保できなかったこと
- ・ 原子炉の熱を最終的に海中に放出する機能が喪失したこと
- ・ 使用済燃料貯蔵プールに、機動的に冷却水の供給ができなかったこと

が原子力災害発生の直接的原因とし、これを踏まえ、全電力事業者に対して緊急安全対策の実施を求めています。

これに対し九州電力では、

- ・ 高圧電源車
- ・ 移動用変電設備
- ・ 移動式発電車
- ・ 仮設ポンプ、ホース
- ・ 海水ポンプ予備品

といった機器の配備を行うとともに、非常時に使用する機器の点検や、新たに配備した機器を用いた緊急時安全対策訓練を実施するなどの対策を実施・検討しているところです。

こうした九州電力の緊急安全対策については、今後、国が厳格に確認していくこととされています。

国や九州電力に対しては、緊急安全対策の厳格な実施、確認を求めるとともに、その状況などについて、丁寧かつ分かりやすい説明を行うよう求めています。

[2] 原発事故の際の、県民・国民への情報提供について

玄海原発で事故が発生した場合、事故が発生している原発と、その周辺の実態・その状況に必要な情報（対応策など）を、県民・国民に対して、時々刻々、正確に、通報伝達する仕組み（体制）の整備・確立を急いでください

（答）

今般の福島第一原子力発電所の事故における国や事業者の情報公開の在り方について、種々の指摘がなされていることから、県としても、原子力発電所に対する一元的な規制監督責任を有する国や事業者に対し、事故の原因究明等と併せ、適切な情報公開を行うように求めていきたいと考えています。

[3] エネルギー政策を転換することについて

私たちが、要求し続けている、原子力発電を縮小～廃止する計画、再生可能エネルギーによる発電を早急に拡大する計画を具体化し、実施してください

（答）

現在の国内電力供給の約3割を占める原子力発電を直ちに停止することは現実的ではないと考えており、そのため、緊急安全対策及びその後の抜本的対策によって、現在ある原子力発電所をより安全、安心なものにしていく必要があると考えています。

その上で、今回の事故なども踏まえたうえで、今後どのようにして我が国が電源確保をしていくのかというエネルギー政策については国民的な議論が必要と考えています。

[3] - (1) 再生可能エネルギー利用への補助・支援を拡大すること

（答）

本県は、代表的な再生可能エネルギーであります住宅用太陽光発電の普及率が、8年連続して全国一となっています。県としては、県民の皆さまが成し得た成果を誇りとし、さらなる普及を目指して、今年度は昨年度を上回る補助件数3,000件を見込んでおります。

[3] - (2) 川内3号機の増設中止を、関係機関に要請すること

原発は、もともと放射能事故・災害の大きな可能性が内在している。使用済み核燃料を含む放射性廃棄物(高レベル～低レベル)の処理処分の目途が立っていない。発電所の巨大化のリスクを回避しなければならない

(答)

鹿児島県における原子力発電所増設に関して、当県としてコメントする立場にありません。

[3] - (3) 玄海1号機の運転を中止し、廃炉にすることを関係機関に要請すること

脆性遷移温度が98℃と異常に高く、原子炉圧力容器の加圧熱衝撃による損壊の危険が大きくなっている

(答)

原子炉容器の安全性については、この脆性遷移温度の値だけで判断するのではなく、様々な運転状況において、どのような温度で、どの程度の圧力が原子炉容器に加わるのか、そして、その温度と圧力の条件のもとで原子炉容器が耐えられることを確認することが重要です。

このため玄海1号機においては、通常運転時はもちろん、原子炉が急に冷却されるような事故の際に加わる力(加圧熱衝撃)も評価し、その際にも原子炉が十分余裕を持って耐えられることが確認されています。

[3] - (4) 玄海2号機を30年を超えて運転しないよう、関係機関に要請すること

原子炉圧力容器をはじめ、老朽化の進行が想定されている

(答)

原子力発電所は、営業運転開始から30年を経過する日までに、高経年化に関する技術評価及び長期保全計画の策定を行い、10年ごとに再評価することが法令で義務付けられて

います。

玄海2号機は、平成23年3月に営業運転開始から30年を迎えましたが、これに先立ち九州電力では、平成22年3月に高経年化対策に関する技術評価及び長期保守管理方針に関する報告書を原子力安全・保安院へ提出し、原子力安全・保安院では平成22年11月に、この技術評価及び長期保守管理方針の内容は妥当とする評価結果を公表しています。

この長期保守管理方針に従った発電所の管理が適切に実施されていることについて、国が確認していくこととされており、県としても内容についてきちんと確認することとしています。

[3] - (5) 玄海3号機のMOX燃料を撤去するよう、関係機関に要請すること

MOX燃料を装填している原子炉は、ウラン燃料だけを装填している原子炉と比較して、事故が発生したときの放射能災害は深刻で広範囲に及ぶという警告がある

(答)

今回の事故によるものと思われるプルトニウムが発電所敷地内で検出されましたが、その濃度は、過去の大気圏内核実験による通常的环境土壌中の濃度レベルであり、人体に問題となるものではないとされています。

[3] - (6) 使用済み核燃料の中間貯蔵施設の設置を認めないこと

行き先のない使用済み核燃料をこれ以上増やさないう、九州電力に要請すること  
使用済み核燃料を、現在の玄海原子力発電所の敷地内に、安全を確保して貯蔵するよう九州電力に要請すること(貯蔵プールの「リラッキング工事」を中止するよう要請すること)

(答)

九州電力では中間貯蔵施設について検討、調査が行われているとのことですが、県としては、現時点で具体的なことは聞いていません。

[4] 原子力防災について

原子力防災計画、原子力防災訓練を、根本的に再検討してください

特に、私たちが、これまで要求し続けてきた次のことに留意してください

[4] - (1) 苛酷事故を想定すること。巨大地震を想定すること

九州電力と関係機関に対して、玄海原発の耐震基準、耐震対策の再検討を求めること

緊急時対策圏を見直す（拡大する）こと

事故の被害が直接及ばない遠隔地（都道府県）への救援依頼の仕組みを検討し、体制を確立すること

(答)

県といたしましては、事故は、まだ収束の方向にあるとは見えず、現時点では、国や東電等による事故の収束に向けた取り組みが最優先だと考えています。

事故収束後、直ちに国に対し、今回の事故の原因究明と今後どのような対策が必要なのかをきちんと検証し、原子力災害対策にかかる課題と今後講じるべき対策を明らかにすることを求めていると考えており、この新たな知見などをもとに、計画等の見直しの検討を行っていきたいと考えています。

[4] - (2) 事故の発生を、効果的に知らせるためにサイレンの使用を検討すること

情報提供については、基本的には上記[2]のとおり

(答)

原子力施設の周辺住民の方等に対して緊急時に混乱と動揺を防止し、国、県及び市町の災害対策本部の指示に従い、秩序ある行動をとっていただくために、サイレンではなく、テレビ、ラジオ、防災行政無線、有線放送、広報車等の手段を用いて正確な情報や必要な行動の伝達を行うこととしています。

[4] - (3) 日常的に、原発の危険性、事故の際の対応策(注意すべき点など)を、県民・国民に周知徹底させること

(答)

事故の際の対応策については、住民の方に、毎年、「原子力防災のてびき」を作成し、事故発生時の情報収集の方法、屋内退避指示や避難指示の時の対応、飲食物の摂取制限等についてお知らせすることや原子力防災訓練を実施することにより、普及啓発を行ってきたところですが、今回の事故の教訓を受け、更なる普及啓発を図って行きたいと考えています。

[4] - (4) ヨウ素剤を、各家庭、保育園・幼稚園、小・中・高校などに配備すること  
妊産婦・乳幼児については、「母子手帳」に記載して、日常的に医師の指導が受けられるようにすること。特別に配慮を要する人への医師の指導についても配慮すること

(答)

安定ヨウ素剤は、非常時に使用する目的で配布することから、県では、防災対策の専門家や医師などにより策定された国の防災指針に従い、唐津市本庁および支所、玄海町役場、離島診療所、唐津保健福祉事務所に配備してきたところです。

さらに、平成 19 年度からは、集合場所など、より住民の身近なところに安定ヨウ素剤を保管し服用できるよう、学校などにも配備しました。

安定ヨウ素剤は、防災指針において、誤った服用による副作用を防止することや的確に管理すること、また服用指示に基づき住民の方々に確実に服用していただく必要があることから、各家庭に配布することは適当ではないとされています。

また、今回の福島原子力発電所の事故対応に際し、安定ヨウ素剤の配布・投与については、医療関係者の立会いや必要な助言・措置を講ずるよう、厚生労働省よりあらためて通知されたところです。

県としては、今後も関係機関の対応を注視するとともに、事故発生時において必要と判断された場合に、確実に服用させることができるよう、関係市町と安定ヨウ素剤の配備及

び配布体制の整備について、引き続き協議をしてまいりたいと考えています。

**[4] - (5) 避難所を、風向を考慮して、多数か所、指定すること**

**避難所の施設設備の充実、水、食料、資材などの十分な備蓄をすること**

(答)

県では、今回の東日本大震災の教訓を受けて、地域防災計画の見直しを検討する必要があると考えています。

見直しにあたっては、国において、事故収束後、原因究明と今後どのような対策が必要なのか検証し、原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出形態、防災対策の考え方の専門的・技術的な対策が明らかにされると考えており、この新たな知見などをもとに必要な対応を行ってきたいと考えています。

**[5] 原子力規制機関について**

**原子力発電の安全、原発労働者・住民(国民)の安全を確保するために、原子力の利用を推進する機関から独立した、「安全を確保するための原子力規制機関」を早急に確立することを、国に要求すること**

(答)

現行の規制体制をたえず検証し、安全規制体制の更なる充実・強化を図るために議論を行うことは必要だと考えています。今回の事故を受け、今後の事故の分析、検証結果をもとに、原子力施設に対する安全規制体制について、客観性と信頼性の高い体制の確立を国に求めているところです。